

令和8年度 鳥取県立博物館会計年度任用職員（史料補修専門員）採用試験募集案内

◆鳥取県立博物館◆

〒680-0011 鳥取市東町二丁目124番地 電話 (0857) 26-8042

ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/museum/>

鳥取県立博物館所蔵の古文書の修復・整理、修復した古文書の複本製作等を行う専門員を下記のとおり募集します（文化財を取扱います）。

1 募集内容

職種	会計年度任用職員(史料補修専門員)
勤務場所	鳥取県立博物館(鳥取県鳥取市東町二丁目124番地)
採用予定者数	1名 ※試験の結果によっては合格者がない場合があります。
職務内容	(1)古文書の修復・整理、修復した古文書の複本製作等に関する業務。 《古文書等の修復・整理業務の詳細》 ①傷んだ古文書の解体、②補修用和紙の裁断、③古文書の修復(裏打ち、縫い、継ぎの接合、しわ伸ばし等)、④製本(綴り直し)、⑤保存封筒・容器の制作等 ※基本的に立ち作業が多く、手作業です。 (2)その他歴史・民俗担当の資料管理、展示、普及事業等に関する補助業務 ※歴史資料に興味・関心が強く、古文書の修復等に意欲のある人が望ましい。
任用期間	令和8年4月1日（予定）～令和9年3月31日 ◎予算編成その他の状況により採用予定者に決定されても採用にならない場合があります。 ◎従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度に再度任用されることがあります（最長で令和13年3月末まで。原則として令和8年4月1日採用者に限る）。

2 受験資格

(1)年齢、性別は問いません。

(2)地方公務員法第16条に該当しない人(次のいずれにも該当しない人)

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの

・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

・地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者

(3)日本国籍を有する人、又は日本国籍は有しないが、活動に制限のない在留の資格を取得している人若しくは採用日の前日までに当該資格を取得する見込みの人(活動に制限のない在留の資格:永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)

3 受付期間・試験日・試験会場・合格者発表等

受付期間	令和8年1月23日（金） ～令和8年2月5日（木）（必着） ◎郵送の場合は、令和8年2月5日（木）17:15までに到達したもの（期限までに申込先に到着したことが明確に確認できるもの）に限り受け付けます。 ◎持参による申込みの受付時間 8:30～17:15 ※休館日（年末年始を除く）であっても職員は常駐しておりますので、職員用通用口（博物館入口の右側）からお入りください。（インターホンを鳴らしてください。）
試験日時 ・会場	令和8年2月12日（木） ◆実技試験及び面接試験 [試験会場]鳥取県立博物館（2階会議室等） ※試験時刻については、受験申込者の方に別途ご連絡します。 ※試験会場及びその周辺への駐車はご遠慮ください。会場へは公共交通機関をご利用ください。
合格通知 発送日	令和8年2月16日（月）（予定） ・受験者全員に合否を郵送で通知します。電話での問い合わせにはお答えできません。
合格者の 決定	論文審査及び実技・面接試験の得点を合計した得点の高い順に合格者を決定します。 ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は合計得点にかかわらず不合格とします。 合格者が採用を辞退した場合は、当該得点が高い順に繰り上げて採用します。 ※採用試験申込書等の記載事項に虚偽があると、この試験に合格されても採用されない場合があります。

4 試験内容

試験種目	配点	内 容
論文試験	40点	史料補修専門員の業務に対する理解や意欲を確認するための筆記試験を行います。（別途示している受付期間内に提出のこと）
実技試験	60点	業務に関わる初步的な技能（和紙の裁断等）を確認するための試験を個別に一人ずつ行います。（5分程度）
面接試験	100点	個別面接により、業務への適格性等について審査を行います。（15分程度）

《受験にあたっての注意事項》

- (1) 試験当日は、試験開始時刻までに必ず受付を終えてください。
- (2) 受験の際は、受験票を持参してください。
- (3) 指定する場所以外での喫煙は禁止します。
- (4) 試験会場への車での乗り入れはご遠慮ください。公共交通機関又は県庁駐車場をご利用ください。

5 勤務条件

給 与	○報酬 経験年数に応じて 日額 9,770円～11,320円 ※(参考)月17日勤務していただいた場合、9,770(～11,320)円／日×17日=166,090(～192,440円)の月給が支給されます。
	○期末勤勉手当 期末手当：期末手当基礎額（報酬の月額相当分）2.241月分（6ヶ月期1.1205月分、12ヶ月期1.1205月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給します。

	<p>※在職期間に応じた期間率を乗じた額を支給します。 (例:令和8年4月1日採用の場合の期間率 6月期:100分の30 12月期:100分の100)</p> <p>○費用弁償（通勤手当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 ・交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、安価な方の額で通勤回数に応じて1月あたり150,000円を限度額とします。 ・自家用車等使用者は使用距離に応じて、月額53,100円を限度額として支給します。 <p>※鳥取県立博物館内の駐車場には、自家用車は駐車できません。自家用車で通勤される方は自己の責任において駐車場を確保してください。</p>
福利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険 ※加入条件を満たす場合に限ります。
休暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1) 年次有給休暇 任用期間に応じた年次有給休暇(最大1年間に10日)が付与されます。</p> <p>(2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後(各8週)などの特別休暇等があります。 ※任用期間等に応じ、有給又は無給休暇となります。</p>
勤務日及び勤務時間	<p>1ヶ月17日(土・日・祝日勤務があります。) 午前8時30分～午後5時15分まで(うち休憩60分) ※現段階における勤務時間です。変更になる場合があります。</p>

6 受験申込手続

提出書類等	<p>(1) 鳥取県立博物館会計年度任用職員（史料補修専門員）採用試験申込書 1部 「採用試験申込書記載要領」をよく読んで、必要事項を記入の上、提出してください。 (別紙様式)</p> <p>(2) 小論文 1部 テーマ「文化財保存の意義について」 800字程度 <作成要領></p> <p>(1)ワープロソフトでA4判縦長用紙に横書きで作成すること。 (2)文字の大きさは12ポイント程度とすること。 (3)用紙の上部に、上記の課題名及び氏名を明記すること。</p> <p>(3) 連絡用封筒 1通 申込受付終了後、面接時間等をお知らせするために必要ですので110円切手を貼り、郵便番号、送付先住所、宛名を明記した封筒[長形3号(12.0cm×23.5cm)]を提出してください。 ※提出された書類はお返しきませんのでご了承ください。</p>
申込先	<p>鳥取県立博物館総務課 〒680-0011 鳥取市東町二丁目124番地 電話(0857)26-8042</p> <p>[ご持参の場合] 提出書類を上記の鳥取県立博物館総務課へご持参のうえ、職員に申込の旨をお伝えください。</p> <p>[郵便又は信書便の場合] 提出書類を封入した封筒の表に「会計年度任用職員（史料補修専門員）募集関係」と朱書きし、上記申込先に送付してください。 ※郵送の場合は「簡易書留」にするなど特定記録の方法によってください。(郵便局又は信書便事業者で交付される受領証等は、第1次試験の結果が届くまで保管してください。)</p>

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

※受験者本人が、病気等やむを得ない事情により来館できない場合は、鳥取県立博物館までご相談ください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒(長形3号(12.0cm × 23.5cm))を持参してください。

開示請求ができる者	開 示 の 内 容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の得点及び順位	試験結果発表日から1ヵ月	鳥取県立博物館

8 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

【試験会場案内図】

※試験会場への車での乗り入れはご遠慮ください。公共交通機関又は県庁駐車場をご利用ください。



- ⓐ100円バス「くる梨」緑コース「⑪仁風閣・県立博物館前」下車すぐ
- ⓑループ麒麟獅子(土・日・祝日のみ)「⑬鳥取城跡」下車すぐ
- ⓒ砂丘・湖山・賀露方面行「西町」下車、約400m
- ⓓ市内周り岩倉・中河原方面行「わらべ館前」下車、約600m